

[一般論文]

イギリスにおける請願制度の変遷と 電子請願システム導入過程に関する一考察

今井良幸

1. はじめに

イギリスでは、近年、電子請願 (e-petition) システムの導入が進んでおり、権限委譲 (devolution) により創設されたスコットランド議会 (Scottish Parliament) で 2004 年に導入されて以降、2006 年にはイギリス政府で、2007 年にはウェールズ議会 (Welsh Parliament) でも導入されている。そして、2015 年 6 月にはウエストミンスター議会 (Westminster Parliament) とイギリス政府との共同システム (collaborative system) (以下「議会・政府共同システム」という。) の運用が開始されており、国民、住民が議会、あるいは政府に対して声を伝える新たな手段として定着しつつある¹⁾。

イギリスの請願制度は長い歴史を持ち、国民が議会に対して声を伝える手段として用いられてきたところであるが、後で見るとおり、普通選挙制度が導入され、民主主義の制度が確立するに至ってはその意義を失ったとも言われるところとなっていた。しかし、電子請願システムの導入により、請願の意義が改めて注目されているように思われる。

本稿では、イギリスの電子請願制度、特に議会・政府共同システムについて、その導入までの過程を考察する。具体的には、まず、請願に関し

て、時代を遡ってその歴史を概説することとする。その後、前述のとおり当該システムに先立って、スコットランドやウェールズ議会、およびイギリス政府のシステムが先行して導入されたところであるが、本稿では、特に強い影響を与えたと思われる、スコットランド議会のシステムについて、その概要、導入背景等を確認する。その上で、これらの先行事例がウエストミンスター議会における電子請願システムの導入の議論に与えた具体的な影響等とともに、議会・政府共同システム導入までの経緯について述べることとする²⁾。なお、本稿でのウエストミンスター議会の請願制度についての考察は、原則として庶民院を対象としている。

2. 電子請願システム導入までの請願制度の変遷

(1) 国王への請願から議会に対する請願へ

周知のとおり、イギリスは請願制度の母国であり、長い歴史を有している。具体的には、1689年の権利章典の中で「国王に誓願することは臣民の権利であり、請願に対して収監や訴追を行うことは違法である³⁾」と明記されたが、これは新しい宣言ではなく、はるか以前からの権利の確認にすぎないとされる⁴⁾。

もともと請願は権利章典にあるように、国王に対して行われるものとして位置づけられたものであり、13から14世紀にかけてのエドワードI世の治世に国王へ接近する新たな試みとして、不平を書面で、すなわち請願という形で国王に提出する方法が取り入れられたものである⁵⁾。ただ、全ての請願が国王のみの判断で処理されたわけではなく、この時代、「議会の第一義的な役割は、他の場所では決定しえない請願の処理について、国王からの諮問をうけることであった⁶⁾」とされ、「議会⁷⁾」の一定の関与も見られたところである。この点を若干補足すると、未発達であった時代の議会は、現在のものとは異なり、司法的な問題を処理するために、種々の

裁判所で解決しえないような困難な問題について、王とその官吏たちが多くの直属封臣たちと「話し合う」ために開かれるものでもあった⁸⁾。もっとも、当時は司法上の仕事と請願を審理することとの間には、はっきりした区別はなく⁹⁾、また、請願として救済が求められたものは、司法的なもの、立法的なもの、行政的なものに分かれるが、この区分もはっきりしていなかったとされる¹⁰⁾。そのため、必ずしも司法的な救済を求めるものでなくとも、議会の関与の上で処理されたところである¹¹⁾。

いずれにせよ、人民が国王に苦情を訴える制度であった請願は、中世的社会の法制度および政治制度の不備を補うという役割を持ち、人民の通常的手段では救済されえない苦情について、国王の好意と恩恵を求めるものであったのである¹²⁾。

14世紀になり、エドワード三世の時代になると、議会内において庶民の代表たちが一体となって請願を提出し、王と貴族の承認を得て内容としては請願とあまり変わらないものが法律となるようになったとされる¹³⁾。これは、議会について見る限りは、「議会の関心の重点は、個人的・私的な苦情の救済ではなく、共通の公共的な苦情の処理、すなわち、政治問題の立法化に移ったといわなければならない」¹⁴⁾と表される。このような公共的な内容を持つ請願は、庶民院が立法権に侵入していく重要な通路であったとされるが、あくまで請願者という立場であり、議会における発案権を取得したものではなかった¹⁵⁾。他方で、この点に関して、歴史的には庶民の代表者の請願が直接立法の意味を持っていた点を垣間見ることができる。

その後、裁判所で利用可能な改善された法的救済と相俟った議会の立法府への進化は、法的救済を確保するための請願の価値を徐々に低下させ、その代わりに17世紀には、「政治闘争の道具」として、公共的な要求を議会に吹き込む手段として利用されるようになった¹⁶⁾。そして、政治的な請願が議会の各議院あて提出されるようになった1669年12月には、庶民

院によって、「不平をもつ者が、庶民院に請願を用意し提出すること、および、庶民院がそれを受理することはイギリス全庶民の固有の権利である」、「このような請願について、受理するに適しているかどうかを判断し決定するのは、庶民院の疑いなき権利であり特権である」¹⁷⁾と宣言された。そして、名誉革命が起り、請願の権利を明記した権利章典が定められたところであるが、これ以降は政治の中心が国王から議会に移行するにつれて、請願制度の重点も国王に対する請願から、議会（特に庶民院）に対する請願に移行することとなった¹⁸⁾。

(2) 19世紀における請願制度の変化と活性化

(1) では、国王に対する請願から議会に対する請願への移行の経緯について簡単に確認したところであるが、本節では、それ以降に請願制度がどのように変化していったのかについて見ていくこととする。

最も大きな変化としては、請願の本質が次第に変化し、その案件が立法に関するものであれ、行政に関するものであれ、あるいは立法権限の範囲を超えた地方的、あるいは個人的な不平であれ、特定の問題に対する国家的な政策を改めるための試みに関するものになったことである¹⁹⁾。そして請願は、急速な経済変化、農業不安、民衆的急進主義 (popular radicalism)、および初期の労働者階級組織に共通する状況における政治的手段として前例がないほど急増することとなった²⁰⁾。具体的には、1839年、1842年、および1848年の人民憲章 (People's Charter) を支持する国民請願 (National Petitions) をはじめとするチャーチスト運動における請願行動、また、1830年代から1840年代にかけての穀物法 (Corn Laws)、救貧法 (Poor Laws)、および工場法制 (Factory Legislation) などの問題に対抗する大規模な請願は、19世紀前半の請願規模の大幅な拡大に貢献した²¹⁾。件数の面でも、1785年から1789年までの5年間に庶民院に提出された請願は880件であったものが、1801年から1805年の間

には1,026件、1811年から1815年までの間には4,498件、そして1827年から1831年の間には24,492件と、19世紀に入り劇的な増加が見られたところである²²⁾。しかし、このような請願の著しい増加により、従来議事手続きのままでは、議会の時間がすべて請願処理に消費されてしまう恐れがあり²³⁾、困難な手続的な問題が生じることになった²⁴⁾。

そこで1832年に、庶民院での請願処理の検討を行うため、特別委員会(select committee)が立ち上げられ、具体的には3つの勧告が行われている。まず、第1に請願を受理するための議院全体の常任委員会(standing committee)を設置し、週の特定の日に会合を開くべきこと、第2に議院全体の常任委員会に提出されたすべての請願を分類し、その内容と各請願に対する署名の数を示す定期的な報告書を作成するために、会期委員会(sessional committee)を任命すべきこと、第3に議員が提出した請願について、発言する回数を4回から1回に減らすべきことである²⁵⁾。また、1842年と1853年の議事規則によれば、通常の場合、請願を提出した議員は、請願の要旨、発起された場所と発起人、および署名数を述べるだけに留められ、直ちに救済する必要のある緊急の場合を除いて、討議が行われないこととなった²⁶⁾。

このような改革が行われたものの、年間に10,000件以上の請願が提出されるという状況は19世紀を通じて続いたところであるが²⁷⁾、19世紀後半に向かっては減少していく²⁸⁾。一方でこの時代は、選挙権が拡大し、政党が発展するにしたがって、議会制度が確立していった。このような状況の下で、国家の組織が未熟であった時代に、私的な救済を懇願することから始まった請願制度は、大衆の政治への直接参加の手段として発展するようにも思われたが、それとは逆に選挙権の拡大は請願の価値を失わしめていくことになった²⁹⁾。

(3) 20世紀に入ってからの状況

前述のとおり、19世紀後半に向かって請願の件数は減少したところであるが、20世紀に入ってもその傾向が続き、更なる減少に直面した。例えば、1918年から1922年の間には245件、1928年から1932年の間には83件、1938年から1942年までの間には32件に留まっている³⁰⁾。

その原因としては、請願の価値低下の指摘があることは前述したところであるが、それ以外にもいくつかのことが挙げられる。まず第1に1830年代、40年代に提出され、選挙権の拡大、地方自治体の改革、穀物法の廃止、救貧法の変更などの急進的な需要を増幅させた請願の性質に変化があったことである³¹⁾。この原因としては、少数の例外を除いて、特定の法律制定により、これらの問題の多くが当面の政治的議題から外れるとともに、重要でない問題や地域の事柄に関する請願数の減少によるとの指摘がある³²⁾。

第2に多くの議会議員は、選挙区の有権者からの請願を関係大臣、省庁に直接提出することを好むようになり、議会に対する正式な請願として分類されなくなったということがある³³⁾。実際に、イギリスにおける庶民院議員は、住宅や福祉手当、あるいは教育や税金に関することなど幅広い問題に対応する「福祉相談員」として、また地域や選挙区全体に及ぶ問題に対応する地域利益の推進者、あるいは「選挙区ロビイスト」としての役割を演じており、これらの要望については、直接、関係各省庁に問い合わせ等を行っていると言われる³⁴⁾。このような行動からも日常的な省庁等との結びつきが見られるところである。

また、1970年代には請願の手続面で変更が見られた。1833年に設置された請願委員会(Committee on Public Petition)が1974年に廃止されたのである。もっとも、請願委員会は、請願の価値を調査する権限もなく、実現方法を勧告することもできなかったという課題もあった³⁵⁾。そのため、委員会の廃止自体はそれほど大きな影響を与えるものではなかつ

たが、廃止により提出された全ての請願は、前日進行記録（Vote and Proceedings）に印刷するよう議事規則が改正された³⁶⁾。その後は、その時々を生じる事案の状況により請願数は変化しているが、全般的には低調な状況が続き³⁷⁾、電子請願の議論が起こるまで特に大きな変化は見られなかったところである³⁸⁾。

3. スコットランド議会における電子請願システム導入の過程

(1) 議会、政府の重要原則と IT、ICT の活用

本章では、イギリスにおいて電子請願システムが広がるきっかけとなり、議会・政府共同システム導入の議論でも参考に取り上げられているスコットランド議会の電子請願システムについて、検討を行うこととする。

20 世紀に入って以降、請願は低調な状況が続くとともに、請願委員会の廃止を除けば、制度等に大きな変化がなかったことは既に述べた。しかし、21 世紀を前にして、スコットランドなどへの権限委譲が進められることになり、それらの地域が独自の議会を持つことになったが、このことが後にウエストミンスター議会の請願制度にも影響を与えることになったのである。とりわけ、一次立法権が付与されたスコットランド議会は、これから述べるとおり、早くから IT（Information Technology）、および ICT（Information and Communication Technology）の活用を力を入れており、この流れの中で、議会・政府共同システムに先んじて電子請願システムを導入するに至ったところである。そこで本章では、まず本節で議会設置にあたってのスコットランド議会における IT、および ICT 技術の活用に関する考え方を考察するとともに、次節で電子請願システム導入の経緯を振り返ることとする。

スコットランドは歴史的には独立国家であったが、1707 年にイングランドに統一化され、それ以降は独自の議会は置かれず、司法や教育など一

部の分野については独自の権限が認められてきたものの、限られたものであった。しかし、1970年代以降、権限委譲の動向が活発化する中で、1979年に実施された議会設置の是非を問う最初のレファレンダムでは反対票が多数を占めたものの、1997年に実施された二度目のレファレンダムで賛成票が多数を得たことにより、独自の議会が設置され、立法権を含めて幅広い権限が移譲されることとなった。

そして、その議会、および政府の重要原則 (key principles) として、スコットランド議会開設の準備にあたった協議運営グループ (Consultative Steering Group) は、次の4つを示している³⁹⁾。まず第1に「スコットランド議会は、スコットランド住民、議員、スコットランド政府との間で権力共有を具体化し、それを熟慮しなければならない」こと、第2に「スコットランド政府はスコットランド議会に説明責任を負わなければならない、議会と政府はスコットランドの人々に説明責任を負わなければならない」こと、第3に「スコットランド議会はアクセスしやすく、誰でも参加でき、応答的であるべきであり、また政策、および立法の進展、検討、監視に参加型のアプローチが可能になるような手段を創出するべきである」こと、第4に「スコットランド議会の運営と任用においては、すべての人に平等な機会を促進する必要性を十分に認識すべきである」ことである。

上記の重要原則のうち、本稿との関連では特に第3の点が強く関連する。すなわち、誰でも参加できる、あるいは参加型のアプローチという点について、その実現のための制度をどのようなものにするかということである。その実現のために運営協議グループは、IT、およびICTの活用を提案するが、このことは電子請願システムの導入に強く関連する。具体的には、「ITの利用、および他の情報媒体はスコットランド全土の人々が議会の過程に関する情報にアクセスし、情報を入手することができるようにするための重要な要素になるであろう」⁴⁰⁾とする。また、スコットランド議会におけるICTの適用にあたっては、次のような原則を勧告してい

る⁴¹⁾。第1に「革新的であるべき」こと、第2に「計画的かつ首尾一貫した方法でICTの利用を進展させることができるようにするべき」こと、第3に「スコットランドの人々にとっての開放性、近接性、応答性を改善するために、最新の適切に設計された情報システムを提供する機会をとらえなければならない」こと、第4に「外部とのコミュニケーションと内部の効率性という両方の観点から、議会情報制度の最良事例となることを目指すべきである」こと、第5に「議会の業務を効率的、かつ効果的に遂行するための基礎となるべき」ことである。

スコットランド議会が設置された1999年頃は、ちょうどインターネットが普及し始めた頃でもあり、上記の提言も踏まえ、以下のようなことが実践に移されている。最初の議会選挙は1999年5月に実施されたが、その日までに議会の議事録のすべてを電子的に公開することを約束した、完全に機能するウェブサイトを開設することとされた⁴²⁾。また、スコットランド議会の議員には、エジンバラの議会本部と地方のオフィスの両方で使用するための標準的なIT機器が提供され、当初からITネットワークを構築したことにより、議会は各議員に標準フォーマットの電子メールアドレスを割り当てることができるようになった⁴³⁾。さらに、選挙後すぐには、全ての新たに選挙された議員の電子メールアドレス、および連絡先の詳細とともに、その略歴についてもウェブサイトに掲載した⁴⁴⁾。

加えて、ウェブを通じた動画配信が早い段階から導入され、スコットランド議会は、包括的なウェブによる議事へのアクセスを提供した世界初の議会であったと考えられている⁴⁵⁾。具体的には、全ての委員会を含む議会の議事がライブ放映されるとともに、実況録画された会議は、最低1ヶ月間はアーカイブに収められ、主要なものについては、永続的にアーカイブに収められ続けた⁴⁶⁾。これにより、議会の傍聴に出かけずとも、ライブ放映により、またその時間に視聴ができなかった場合も、事後的に視聴することができる体制がいち早く整えられたのである。

これらの背景には、もし情報の提供が不十分であれば、そのことが弱い参加に導く可能性が非常に高く、この観点から、「情報への投資は民主主義への投資である」⁴⁷⁾という考え方がある。このような考え方に基づき、後で述べるスコットランド議会設置の考え方の背景にある、「参加」と「熟議」の民主主義を進める中での情報の提供、とりわけIT、ICTの活用による情報提供は、新たな議会運営の中で不可欠なものとして位置づけられた。

(2) 請願制度の創設と電子請願システムの導入⁴⁸⁾

(1) では、スコットランド議会におけるIT、ICTの活用に関して考察をしたところであるが、それ以外にも参加の充実を図るための制度面での提案もなされている。スコットランド議会は、広く社会参加を呼び起こすとともに、「参加」と「熟議」の民主主義の形態を促進させるための取り組みの拠点になることが目指されている⁴⁹⁾。その上で全体的には、スコットランド政府がスコットランド議会と権力を共有することで、議会が住民をより代表するようになり、請願プロセスや市民公開討論(civic forum)などの手法を通じて住民参加を促進することになるとする⁵⁰⁾。

そして、請願については、電子請願そのものへの言及はないが、協議運営グループの報告書でいくつかの点が提案されている。その中では、「請願がどのように処理されるのか、どのような形態の応答が期待できるのか、どのくらいの時間がかかるのかを明確にしておくべきである」こと、および「すべての請願と応答はパブリックドメイン(public domain)に置かれるべきである」⁵¹⁾ことが注目される。せっかく署名を集めて提出したとしても、その処理の過程が見えず、その応答がいつ、どのように得られるのかが分からない、ブラックボックスの中での処理では、請願に対する信頼は得られない。その改善のためには、プロセスを明確にするとともに、その結果を公表することが必要だということである。そして、プロセ

スの明確化を実現するための手法の1つとして、審査を適切に処理するための委員会の設置が提案されており⁵²⁾、それに対応すべく「請願委員会 (Public Petition Committee)」⁵³⁾が設置された。スコットランド議会では、ウエストミンスター議会と比較して、委員会に対する、より大きな権限と潜在的により大きな役割が与えられているとされるが⁵⁴⁾、この点も含めて設置の当初から請願に関しての新たな方向性が模索されていたということが言える。

また、スコットランド議会は、エジンバラネピア大学に設置された「国際遠隔民主主義センター (The International Teledemocracy Centre)」⁵⁵⁾との提携を1999年12月から開始し、その連携の下で電子請願システムを開発してきた。そして、2001年3月には、同センターの電子請願システムを用いて試験的に運用し、その後、2004年2月に正式導入した⁵⁶⁾。これに関しては、「スコットランドは世界の民選議会ですべて最初に電子請願システムを導入しており、そのシステムをしっかりと議会手続きに組み込んでいる」⁵⁷⁾と評される場所である。

スコットランド議会の電子請願システムの特徴としては、紹介議員は必要としないが、請願を提出する前に当該案件に関して、少なくとも1人のスコットランド議会議員、あるいはスコットランド政府への接触を含めて、問題提起のため何らかの行動を起こしている事実が必要となる。また、提起した案件を検討して欲しい理由について、スコットランド議会議員が理解するのに役立つ情報等を提示する必要がある、これらの要件を満たしていない請願は受け入れられない⁵⁸⁾。特に問題提起のために何らかの行動を起こしている事実を提示するという点については、後で見るとおり、ウエストミンスター議会での導入に向けての議論でも、請願提出にあたっての高いハードルであると捉えられている。

他方で、このシステムでは、請願者が請願の背景情報や第三者のウェブサイトへのリンクを追加できるように設計されており、それぞれの請願に

対して、議論を促進し、賛成・反対の意見を述べることができる、ディスカッションフォーラム (discussion forum) が組み込まれている⁵⁹⁾。従来の請願過程に加えられたこれらの追加機能は、より参加型の民主主義を可能にすることを目的とした技術設計と見なすことができる⁶⁰⁾。また、請願委員会の開催にあたっては、ウェブサイト上に議題となる請願の関連資料が掲載され、さらに、請願者が委員会の会議に招待され、「証拠提供 (give evidence)」のために発言をする機会を与えられることもあり⁶¹⁾、この点でも参加型の仕組みが取り入れられているということが言える。

ここまで検討したとおり、スコットランド議会の電子請願システムは、後で検討する議会・政府共同システムの導入過程において、特に提出要件についてハードルが高いものとしての参考事例として引き合いに出されているところであり、その点ではやや課題があるのかもしれない。しかし、IT、ICT 技術を活かして、情報提供や参加型の民主主義を積極的に推進しようとしている点で、請願の新たな形を作り出した先行事例として評価することができると思われる。

4. ウェストミンスター議会における電子請願システム導入の過程

(1) 請願制度改革と電子請願システムの導入に関する議論⁶²⁾

前章では、スコットランド議会の電子請願システム導入までの経緯等に関して考察を行ったところであるが、それ以外にもスコットランドと同様に権限委譲により設置されたウェールズ議会で、2007年5月に電子請願システムが導入されている。また、イギリス政府でも政府に対する請願を対象とした電子請願システムである「Number 10 e-petitions system」が2006年11月に導入される中で、その前後の時期にウェストミンスター議会でも電子請願システムの導入が議論に上るようになった。2007年5月

には議事手続委員会（Procedure Committee）から「公的請願及び討論日未定動議（Public Petitions and Early Day Motions）」⁶³⁾に関する報告書が出され、その中ではその時点での請願に関する議論の状況が示されている。

議論の発端としては、当時の手続きは不十分であると主張する議員からの申し入れが大きなきっかけとなり、2005年12月からウエストミンスター議会の議事手続委員会で請願に関する調査が開始されたとされる⁶⁴⁾。そして、その検討過程の中では、上記のように政府の電子請願システムが導入されたことにより、当該システムが議会を迂回する、あるいは本来議会が担うべき役割を担うことへの懸念も示されていたところである⁶⁵⁾。

しかし、この時点では、電子請願システムについての若干の検討も行われているものの、導入ありきではなく、それ以外の手続面での再検討、およびそれに基づく見直しが提案の中心となっている。その中では、現行の手続きを維持すべきもの、改善すべきものの両者が見られるところであるが、具体的に勧告されたものの中で、維持すべきとするものには、以下のようなものがある。

- ・庶民院への請願の提出は、庶民院議員によって行われることを継続すべきこと⁶⁶⁾
- ・請願委員会を設置する必要はないこと⁶⁷⁾
- ・月曜から木曜日の請願の議場における提案説明の時間変更を必要としないこと⁶⁸⁾

一方で、検討、および改善すべきものとしては、以下のようなものがある。

- ・請願の原文全てを議事録（Hansard）で公表すること。また政府からの請願に対する応答は、大臣声明文書（Written Ministerial Statement）として公表すること⁶⁹⁾
- ・請願とそれに対する応答のウェブ上のデータベース構築について検討

すること⁷⁰⁾

- ・特別委員会に送付された請願は記録に残すとともに、正式に議題として取り上げることを推奨すること⁷¹⁾
- ・提出の2ヶ月以内に全ての請願に対して政府の応答を義務付けるべきであること⁷²⁾
- ・議員が特定の請願について討議を発議する定期的な機会を設けるべきであること。このような討議は、木曜議会の最後にウエストミンスターホール (Westminster Hall) で開催されるべきこと⁷³⁾。

また、電子請願システムについては、勧告という形ではなく、その詳細な取り決めに関しては更に検討を行う必要があるとするものの、原則的には支持することが示されている⁷⁴⁾。その上で、議員の賛同者が必要であること、正式な提出の前に一定期間、電子署名の追加ができるようにしておくべきであること、一旦提出されれば、書面による請願と同じ位置づけとされるべきことについて、個別に記述がなされている⁷⁵⁾。

このように、この時点では必ずしも詳細な電子請願システムの提案がされているわけではないものの、それを念頭に置いた記述がなされている。また、改善すべき点として挙げられている請願に対する応答やウエストミンスターホールでの討議、あるいはウェブ上のデータベースの構築については、現行の電子請願システムに繋がる点でもある。

さらに同時期の2007年6月には、政府白書「イギリスの統治 (The Governance of Britain)」が公表され、「直接民主制の改善」の1つとして請願が取り上げられている。そこでは、政府の電子請願システムが活性化している状況が示された後に、国民は、現在首相 (Prime Minister) に請願を行うことができるのと同じくらい簡単に庶民院に対して請願することができるべきだとする⁷⁶⁾。また、電子請願のプロセスを含む議会請願手続の見直しは、国民が議会に関与するための近代的なメカニズムを提供するとともに、議会が人々の意見に積極的に耳を傾けていることを示すこ

とができる⁷⁷⁾、として電子請願システムへの期待が示されている。

これらを背景として、2008年4月に議事手続委員会は電子請願に関する報告書「電子請願 (e-petitions)」⁷⁸⁾を公表している。この中では、電子請願を導入すべきという視点、反対する視点の両面からの検討が行われている。ここでは、導入すべきという視点からの議論を見ておくこととするが、具体的には、第1に議会の優位性 (Primacy of Parliament)、第2にコミュニケーションの手段 (Means of communication)、第3に、より広い政治参加 (Broader engagement)、第4に透明性とアクセス性 (Transparency and accessibility)、第5に相互作用 (Interaction) の点から説明される。

第1の点については、前述したように、政府の電子請願システムが活性化の中で、請願が議会を迂回することへの懸念が示されていたところであるが、電子請願を導入することは、請願の適切で主要な受取人としての議会の歴史的な役割を強化するとともに、国民が政府とは別個のものとしての議会の任務と役割をよりよく理解することに役立つであろうとしている⁷⁹⁾。また、第2から第5の点については、インターネットの特性を活かすことによる可能性が示されている⁸⁰⁾。そして、結論的には、今のところ電子請願は新しい、そして予測できないような方法で議会の議事をより開かれたものとする可能性があり、全体的には、「議会によりアクセスしやすくし、議会の仕事をより理解しやすくし、議会の活動を一般市民に伝えるためにもっと努力する」という議会の戦略的目標に大きく貢献するものであると結論づけている⁸¹⁾。

その上で、導入にあたってのいくつかの選択肢を示している。まず第1に例えば運動組織や議員のウェブサイト上でオンラインにより集められた署名を議員が請願として提出できるとするもの⁸²⁾、第2にスコットランド議会での手続きにより近いもの⁸³⁾、第3に議会の基準に適合することを唯一の必要条件として、議会のウェブサイト上で国民が請願を作成し、提出

することができる完全なウェブベースのものである⁸⁴⁾。

検討の結果、第1の選択肢は、電子請願のウェブサイトを自ら管理することによってのみ、請願の署名の認証や有効性を確認したり、電子請願の主な利点を確保したりすることができるが、この選択肢は、電子請願の管理を議会外の者に任せることになるため、そのリスクが懸念されている⁸⁵⁾。

また、第2の選択肢は、前述したとおり、スコットランド議会の電子請願システムでは、請願者の情報や請願の概要以外に議員や政府に接触するなど、問題提起のために何らかの行動を起こしていること等の要件が設けられている。この点に関しては、電子請願を導入すると同時に、システムへのアクセスに新たな制限を設けることで、一般の人々が議会や議員と直接関わることを可能にするというメリットの多くは失われてしまうとする⁸⁶⁾。そのため、結論的には第3の選択肢、すなわち完全なウェブベースでの電子請願システムが適切であるとしている⁸⁷⁾。

その上で、次のような望ましいと考える点を提示している⁸⁸⁾。

- ・ 請願は議会のウェブサイトを通じて提出される得ること
- ・ 議会の基準に一致したものは、請願者の選挙区の議会議員が世話役 (facilitator) として行動することが求められること
- ・ 一定期間、議会のホームページに掲載され、他の人が自分の名前を追加することができること
- ・ 期間終了後、署名は締め切られ、議員が請願に対する支持を示すことができること
- ・ 電子的に、あるいは議場において議会に提出されること
- ・ 請願者と署名者は、進捗状況に関する最新情報や、自らの選挙区の議員から最大2通の電子メールを受け取ることを選択できること
- ・ 請願は、議事録に印刷されるとともに、特別委員会に送られ、委員会で検討されること
- ・ 政府は通常、提出から2ヶ月以内に応答することが期待されること

- ・年に3回、いくらかの請願は、庶民院でウエストミンスターホールにて討議されること

その後、2009年には、庶民院改革委員会（House of Commons Reform Committee）の報告書において、2010年の初めには費用計画を庶民院に提示することを視野に入れ、電子請願計画に関係するすべての人々の間で、早急に議論を行うことが提案されている⁸⁹⁾。しかしながら、この時点では具体的に電子請願システムを導入する動きには至らなかった。

(2) 議会・政府共同システムに向けた動き

その後、2010年5月の総選挙で保守党、自由民主党の連立政権が成立するが、議会の電子請願システムは独自のものとしてではなく、政府との共同システムとして導入する方向に歩み出すこととなった。連立政権の発足にあたって発行された「連立政権：私たちの政権プログラム（The Coalition: our programme for government）」の中で、「私たちは、100,000人の署名を獲得した請願書が、議会での正式な討議の対象となることを保障する。最も多くの署名を得た請願は、国民が議会での投票対象となる法案を提出することができるようになる」⁹⁰⁾ことが記述されている。

このうち、前者は2011年6月に更新された政府のシステムにより実現することとなった。このシステムは、「官邸（No.10）というよりは、議会の院内総務府（the office of the Leader of the House）によって運営されている」⁹¹⁾とも言われるところであり、実質的に議会と政府の共同によるものであった。そして、当時の院内総務（the Leader of House）であったジョージ・ヤング（George Young）氏は、更新されたシステムにおいて100,000の署名があった請願は、一般議員議事委員会（Backbench Business Committee）に送付し、議会における討議のための時間を確保するように求めることを表明した⁹²⁾。議会での討議は、議会・政府共同システムでも引き継がれているところである。一方で後者の国民の法案提出

については、直接立法を想定しているようにも思われるが、その後の議論の進展は見られず、現在のところは実現に至っていない。

このような形で開始された政府の新たなシステムであるが、議会と政府の関係について問題点の提起も行われている。運用開始後、約半年を過ぎた2012年1月に議事手続委員会により、「電子請願に関する討議(Debates on Government e-Petitions)」⁹³⁾と題する報告書が公表されているが、この時点で10,000件以上の請願をサイト上で管理し、そのうち6件が2011年12月初旬までに100,000人分の基準を超えており、その人気の高さから、自由に議論できる時間が限られている一般議員議事委員会を圧倒する恐れがあるとする⁹⁴⁾。

この点に関して、議会としては、政府が電子請願システムに関する提案を議事手続委員会に照会しなかったこと、また、制度が導入される前に、正式に議場で議論し決定するためにその計画を議院に提出しなかったことは遺憾であるとしている⁹⁵⁾。さらに、政府のウェブサイトで管理される請願は政府に対する請願であって、議会に対するものではないにもかかわらず、当該システムから生じる実務的な課題に対処しなければならないのは、庶民院、特に一般議員議事委員会であるとの指摘もされている⁹⁶⁾。このように、政府のシステムでありつつ、議会での討議を約束するこの制度に対して、議会側からの不満が示されている。

しかし、同報告書では、寄せられる請願に対応すべく、議事規則(Standing Orders)を改正し、一般議員議事委員会が月曜日の午後4時30分から7時30分まで、ウエストミンスターホールで請願に関する討議を予定できるようにすることを提案している⁹⁷⁾。この点に関しては、その後、議事規則が改正され、明文化されるに至っている⁹⁸⁾。

一方で、請願に対する政府の側の対応として、2012年9月13日に当時の院内総務であったアンドリュー・ランズリー(Andrew Lansley)氏は、書面による大臣声明文書を発表し、電子請願に対する政府の書面による応

答を誘発するため、10,000の署名という新たなしきい値(threshold)を導入すると発表した⁹⁹⁾。これにより、10,000の署名を超えたものについては、政府からの書面による応答を受けることができるものとされた。より具体的には、10,000の署名を超過したものに関して、各省庁はウェブサイト上に応答を掲示するとともに、請願の最新情報を受け取ることを選択した署名者全員に電子メールが送られるが、その応答には、この問題に関する政府の方針と、現在進行中の関連する議会のプロセスの詳細が含まれる¹⁰⁰⁾。署名が10,000を超えたものについての政府からの応答は、現行の議会・政府共同システムでも継続されているところであるが、この時点で、10,000と100,000の2つのしきい値が確立することとなった。

2013年になり、政治及び憲法改革委員会(Political and Constitutional Reform Committee)が「議会の再建を再考する: ライト改革の影響(Revisiting Rebuilding the House: the impact of the Wright reforms)」¹⁰¹⁾と題する報告書を公表しているが、そこでは電子請願に関して、次のように記述している。

まず、「政府による行動を促すことを目的とした請願と議会を対象とした請願との間に明確な分離がなければならない」とする。そして、「議会の請願システムは、将来的に議会に明確に属する必要がある」、「議会による検討のためのすべての電子による請願は議会で管理されなければならない」¹⁰²⁾と主張する。また、請願委員会の設置に関しては、「スコットランドのモデルに基づいて、例えば、特定の請願を地方政府やその他の機関に伝送するなどの手法をとることは、少なからぬ特別のリソースを必要とするものの、請願に対する国民の満足度を高めるのに役立つ可能性がある」¹⁰³⁾とする。その上で、「新たなシステムの主要な特徴を概説する請願に関する決議に庶民院が承認すること、およびそのために議会の事務官(Clerk)に議会での承認のために提出す

ることができる、詳細で費用が見積もられた計画を作成する」ことを求める勧告を行っている¹⁰⁴⁾。

この報告書に対しては、後に政府の応答内容を掲載した報告書も公表されており、議会と政府の分離が明確になっていないことによる混乱の可能性については認めるものの、請願を提出する際に請願者に選択を要求することで明確性が改善されるとは考えておらず、議会と政府が緊密に協力することによる、単一の分かりやすいシステムを希望しているとする¹⁰⁵⁾。また、財源の問題は、開発とその後の管理に高い費用がかかる可能性があること、および議会内の節約追求という事情の下では、慎重に検討する必要があるとする一方で¹⁰⁶⁾、請願委員会の設置に関しては、その設置に同意をしている¹⁰⁷⁾。

このように、議会と政府との間で、電子請願システムのあり方について見解が分かれたところであるが、これらの議論を受けて、2014年5月14日に議事手続委員会は、議会と政府との間での共同電子請願システムの詳細な提案を策定するために、電子請願システムに関する調査を行うことを公表した。そして、2014年6月11日から11月5日までの間に議会の関係者や学者から証言を得るための口頭証拠審議 (oral evidence session) が4回開催されたが¹⁰⁸⁾、それをまとめたものとして、2014年12月に「電子請願：共同のシステム (E-petitions: a collaborative system)」¹⁰⁹⁾ が公表されている。

そこでは、最終的には政府側の見解に従って、議会独自のシステムを持つのではなく、既存の政府のシステムを活用しつつ、議会と政府の共同システムとすることを提案する。その理由としては、既存の政府のシステムが機能し、国民にも人気があることが証明されていること、また管理もかなり経済的であり、既存のサイトをベースとして使用することで、共同所有のシステムの構築にあたっては、いくらかの開発作業が必要になるとしても、完全に新たなシステムの設計による費用の支払いを避けることがで

イギリスにおける請願制度の変遷と電子請願システム導入過程に関する一考察（今井）（21）186
きことを挙げている¹¹⁰⁾。また、庶民院に請願委員会を設置すること¹¹¹⁾、
少なくとも請願者に加えて5人の署名を要すること¹¹²⁾、および諸条件を満
たすことなどが示されている¹¹³⁾。

これらのことを踏まえて、請願の提出からの流れは以下のように示され
ている¹¹⁴⁾。

- ・ 請願者がサイト上に請願を提出する
- ・ 請願者は請願を支持する人々の少なくとも4つの追加の電子メールアドレスを提示する
- ・ それを通じて5人以上が請願を支持していることを確認する
- ・ 請願委員会の職員に送られ、点検される
- ・ 請願委員会の職員は請願を検討し、条件を満たしているかどうかを判断する
- ・ 条件を満たしている場合、請願は署名のために公開され、6ヶ月間公開されたままとなる
- ・ 条件を満たしていない場合は、請願作成者にその事実を知らせる電子メールが送信される
- ・ 条件を満たしたものは請願委員会で検討される。
- ・ 署名が終了した後、正式に議会に提出される

その上で、前述したとおり、署名数が一定数を超えたものについては、政府からの応答、およびウエストミンスターホールでの討議が行われることになる。

このように提案された議会と政府の共同システムは、2015年6月から運用が開始され、現在も共同システムとして継続されている¹¹⁵⁾。そして、運用開始と同時に請願委員会が設置されるとともに¹¹⁶⁾。ウェブサイト上では、請願の概要や、しきい値を超える請願についての政府からの応答、およびウエストミンスターホールでの討議の動画が掲載されており、積極的に情報が公表されているところである。

5. むすびにかえて

ここまで、イギリスにおける請願の歴史的な経過を振り返るとともに、電子請願システムの普及の経過について考察を行った。請願制度は、19世紀頃までは国民の声を国政に伝える制度として、活性化していたところであるが、20世紀に入り低迷が続いてきた。しかし、21世紀を前にして、スコットランドなどで独自の議会が設置されることとなり、インターネットの普及と相俟って電子請願システムの導入が進められたところである。

このように、イギリスでは、一時は時代遅れのものとして捉えられた請願であるが、時代とともに新たな展開を見せるに至っており、再び国民の声を国政に反映させる手段として注目をされていることは興味深い。他方で、わが国の状況を見ると、電子請願システム導入の具体的な議論は全く見られず、依然として紹介議員を通じた紙媒体の請願に限定されている。また、請願が国会の本会議で討議されることはなく、委員会でも実質は非公開の理事会で採択するか否かが決定されることから、その透明性は低く、国民にとって身近なものであるとは言い難いように思われる¹¹⁷⁾。このような状況の中では、にわかに電子請願システムが導入されることは考えにくい、インターネットの普及という大きな時代の変化が生じた中で、その時代に応じた制度の導入の検討を行うことが望まれる。

もっとも、請願単独での新たな制度の導入は難しいようにも思われる。近年、国会自身の改革議論は、衆議院、参議院ともに一票の格差の解消など選挙制度改革に関する議論が中心となっているが、主権者である国民が国権の最高機関である国会を身近に感じることができるよう、請願制度も含めた国会への国民の関与に関する改革の議論を進めていく必要があるだろう。

※本研究は、JSPS 科研費【19K01305】、および 2020 年度中京大学内外研究員制度(在外研究員)の助成を受けたものである。

※本稿におけるインターネット情報は、2021 年 9 月 20 日現在のものである。

注

- 1) 電子請願システムにより提出された請願の概要、政府からの応答、議会での討議の状況については、ウエストミンスター議会ウェブサイト電子請願のページ(<https://petition.parliament.uk/>)を参照。また、同ページ内のアーカイブでは、過去の請願について検索することができる(<https://petition.parliament.uk/archived/petitions?state=published>)。
- 2) 本稿は電子請願制度の導入の過程について検討を行うものであるため、その活用状況や成果に関する考察は行っていない。この点については、若干古いものになるが、今井良幸「請願権の再検討：イギリスにおける電子請願制度からの示唆」名城法学 66 巻 1・2 号(2016 年)を参照。また、同論文では、請願制度の変遷、電子請願システム導入に関しての若干の考察も行っている。
- 3) 初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集』(三省堂、第 5 版、2020 年) 31 頁〔江島晶子執筆〕。
- 4) 筒井信定「請願制度と議会：イギリス」経済理論 108 号(1969 年) 33 頁。
- 5) 同上。また、この点の詳細は、ブラクネット(イギリス法研究会訳)『イギリス法制史 総説篇上』(東京大学出版会、1959 年) 326 頁を参照。
- 6) 筒井 前掲注 4 34 頁。
- 7) なお、議会の成立過程において議会が、国王とともに請願の受理者であった国王評議会(council)とは別の機関とみられるようになるのは 14 世紀の中頃であったとされ(ブラクネット 前掲注 5 326-327 頁)、この時点では国王評議会の関与という方が正確であるとも思われる。しかし、当時の議会の状況は非常に複雑であり、その考察を行うことは本稿の目的、および考察できる範囲を超えること、また「一般的な問題のために正式に召集された国王評議会のいかなる集会も議会(parliament)であるとしていたように思われる」(Chosen and introduced by Helen M. Cam, *Selected Historical Essays of F. W. Maitland* (Beacon Press, 1962), p.78.) とも言われることから、本稿では、議会と表記する。また、当時の議会と国王評議会との関係については、児玉誠「イギリス議会の起源と発達：アングロ・サクソン時代から 13 世紀まで」明星

大学経済学研究紀要 49 卷 1・2 合併号 (2018 年) 17-18 頁も参照。

- 8) 中村英勝『イギリス議会史』(有斐閣双書、新版、1977 年) 19-20 頁。
- 9) F.W. メイトランド (小山貞夫訳)『イギリスの初期議会』(創文社、1969 年) 79 頁。
- 10) 参議院法制局『英国の議会 (其の三)』(参議院法制局、1953 年) 16 頁。
- 11) 当時の請願審議の方法等については、同上 16-17 頁を参照。
- 12) 筒井 前掲注 4 36 頁。
- 13) 中村 前掲注 8 45 頁。
- 14) 筒井 前掲注 4 41-42 頁。
- 15) 同上 42-43 頁。この点については、15 世紀初めのヘンリー IV 世、V 世の治世の約 20 年間は、ほとんどあらゆる立法が請願に基づいて行われたが、15 世紀中ごろから終わりにかけてのバラ戦争の時代には、請願のうち法律になるのは半分程度になったようである。そのため、請願が法律になるかならないかは、依然として王と貴族の意思にかかっており、庶民は完全な立法権を獲得したわけではなく、依然として請願者の域を脱しなかったとされる (中村 前掲注 8 45 頁)。
- 16) David Judge, *Public Petitions and the House of Commons*, *Parliamentary Affairs* Vol.31 No.4 (1978), p.392.
- 17) この内容は、スキナー対東インド会社事件 (*Skinner v. the East India Company*) に関して、庶民院が議決したものの一部であるが、その他に議決した事項、および事件に関連する資料については、W.C.Costin and J.Steven Watson, *The Law and Working of the Constitution: Documents 1660-1914 Vol.I* (Adam and Charles Black, 1952), pp.157-163 を参照。また、本事件に関しての邦文による解説は、筒井 前掲注 4 50 頁 注 (34) を参照。
- 18) 筒井 前掲注 4 55 頁。
- 19) HC (202), *Public Petitions: Second Report from the Select Committee on Procedure* (March 1973), Appendix1 para.2.
- 20) Colin Leys, *Petitioning in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, *Political Studies* Vol.3 No.1 (1955), p.47.
- 21) Jude, *supra* note 16, p.392.
- 22) Select Committee, *Report from Select Committee on Public Petitions with the Minutes of Evidence* (1832), p.10.
- 23) 筒井 前掲注 4 60 頁。
- 24) Jude, *supra* note 16, p.392.

- 25) Leys, *supra* note 20, p.49. なお、このうち、第2と第3の提案は容易に受け入れられたようであるが(p.50)、第1の請願に関する常任委員会の設置に関しては、その意図は、請願の大部分を直接当該委員会に送ることにより、審議の機会をなくすことにあり、議会全体に請願書を提出するという伝統的な議員の権利を無力化しようとするにあったとされ(p.48)、容易にはいかなかったようである。なお、最終的には、当該委員会は1833年に設置されることになった(筒井 前掲注4 60頁)。
- 26) 筒井 前掲注4 61頁。
- 27) Leys, *supra* note 20, p.54.
- 28) 1868年から1872年の間には101,572件、1878年から1882年の間には72,850件、1888年から1892年までの間には50,154件、1898年から1902年までの間には35,646件というように、年を追うごとに減少している。HC (202), *supra* note 19, Appendix 1 Table 1.
- 29) 筒井 前掲注4 61-62頁。
- 30) HC (202), *supra* note 19, Appendix 1 Table 1.
- 31) Jude, *supra* note 16, p.401.
- 32) *Ibid.*
- 33) *Ibid.*, p.402-403.
- 34) この点の詳細については、梅津實「イギリス下院議員の選挙区活動」同志社法学49巻3号(1998年)134-140頁を参照。
- 35) HC (513), Public Petitions and Early Day Motion: First Report of Session 2006-2007 (May 2007), para.18.
- 36) HC (136), e-petitions First Report of Session 2007-2008 (March 2008), para.8. なお、2007年には、前日進行記録から議事録に印刷することへ変更となっている。
- 37) 1975-76年、1980-81年、および1985-91年までの各会期の請願数については、HC (283), Public Petitions: Select Committee on Procedure Fourth Report (March 1992), p.7 Annex 1を参照。また、1989年から2010年までの請願件数については、House of Commons Information Office, Factsheet P7 Procedure Series: Public Petitions (August 2010), p.10 Appendix 1を参照。
- 38) なお、1992年3月に議事手続委員会が請願に関する報告(HC (283), *supra* note 37)を公表しており、その中で請願の手続面、具体的には請願の提案説明のタイミングや方法(para.33)、請願の提出が議員によって行われるべきか否か(para.34)などについて検討されているが、結論として請願手続

きは基本的に問題ないとしている (para.36)。また、2004 年には、庶民院の現代化に関する特別委員会 (Select Committee on Modernisation of the House of Commons) により公表された「議会と国民をつなぐ (Connecting Parliament with the Public)」(HC (368), First Report of Session 2003-04, (June 2004), para.96-104) で示された内容を受けて、正式な「照会 (referral)」という形ではなく、提出された請願のコピーを関連する特別委員会に送付する措置を取るとともに、請願の表紙について手書きを求める規則を廃止することが提案されている。HC (1248), Public Petitions: Fifth Report of Session 2003-04 (November 2004), para.3-8.

- 39) Scottish Office, Report of the Consultative Steering Group on the Scottish Parliament: Shaping Scotland's Parliament (December 1998), sec.2 para.2.
- 40) *Ibid.*, sec.2 para.43.
- 41) *Ibid.*, sec.3.6 para.21.
- 42) Janet Seaton, The Scottish Parliament and e-democracy, Aslib Proceedings, Vol. 57 Issue 4 (2005), p.334.
- 43) *Ibid.*
- 44) *Ibid.*, p.335.
- 45) *Ibid.*
- 46) *Ibid.*
- 47) Colin F. Smith and Paul Gray, The Scottish Parliament: [Re] Shaping Parliamentary Democracy in the Information Age, Parliamentary Affairs Vol.52 No. 3 (1999), p.435.
- 48) スコットランド議会の電子請願も含めた請願制度について考察したものとして、田中嘉彦「請願制度の今日的意義と改革動向」レファレンス 665 号 (2006 年) 79-81 頁がある。
- 49) Paul Cairney and Neil McGarvey, *Scottish Politics* (Palgrave Macmillan, 2ed., 2013), p.86.
- 50) *Ibid.*
- 51) Scottish Office, *supra* note 39, sec.3.6 para.14. それ以外の提案内容としては、「請願は議会によって促進されるべきである」こと、「一般市民の誰もが議会に請願を行うことができるべきである」こと、「形式や内容に関する明確で分かりやすい規則があるべき」こと、「請願者がどのように、誰に請願を提出すべきかを明確にするべきである」ことが挙げられている。
- 52) *Ibid.*, para.18. なお、この委員会の役割として、具体的には、請願者が求める

- 案件が、議会の権限内にあるかどうかを決定すること、委員会の意見をまとめた簡単な報告書とともに、情報提供、または検討を求めて、スコットランドの行政機関に、あるいは国や地域の関連当局に請願を転送すること、議会内の関連委員会へ情報提供、検討、実施を求めて照会をすること、検討や討議のために本会議に提出される請願に関する報告書を作成することが挙げられている。
- 53) スコットランド議会での正式名称は、「公共請願委員会 (Public Petitions Committee)」であり、さらに同委員会は、2021年6月からは「市民参加及び公共請願委員会 (Citizen Participation and Public Petitions Committee)」に変更されているが、本稿では、「請願委員会」と表記する。
- 54) Cairney and McGarvey, *supra* note 49, p.86.
- 55) 同センターは、国民の理解と民主的意思決定への参加を強化し、効果的でアクセス可能、かつ透明性の高い政府を支援する革新的な電子ガバナンスシステム (eGovernance systems) の研究を行っていたところであるが、2011年に「社会情報科学センター (Centre for Social Informatics)」に移行している。国際遠隔民主主義センターアーカイブウェブサイト (<https://itc.napier.ac.uk/>)。
- 56) 導入までの経緯等については、Ann Macintosh, Anna Malina and Steve Farrell, Digital Democracy through Electronic Petitioning: e-petitioner, in William J. McIver, Jr. and Ahmed K. Elmagarmid (eds.), *Advances in Digital Government: Technology, Human Factors, and Policy* (Kluwer Academic Publishers, 2002) を参照。
- 57) Ulrich Richm, Knud Böhle and Ralf Linder, Electronic petitioning and modernization of petitioning systems in Europe: Final Report (Office of Technology Assessment at the German Bundestag, 2014), p.144.
- 58) Scottish Parliament, Getting involved: Petitioning the Scottish Parliament (August 2019), p.2.
- 59) Ann Macintosh (et al.), Epetitiong in the Scottish Parliament, in Hsinchun Chen (et al.)(eds.), *Digital Government: E-Government Research, Case Studies, and Implementation* (Springer, 2008), p.490.
- 60) *Ibid.*
- 61) スコットランド議会ウェブサイト (<https://www.parliament.scot/get-involved/petitions/about-petitions>)。
- 62) 本節の考察対象期間である2005年ごろから2010年の庶民院総選挙まで、および次節の考察対象期間のうち、2012年中ごろまでの電子請願制度の検討状況等を考察したものとして、中井万知子「国民の議会への関与：英国議会の取組

みをめぐって」レファレンス 741 号 (2012 年) 13-18 頁がある。

- 63) HC (513), *supra* note 35.
- 64) *Ibid.*, para.3.
- 65) *Ibid.*, para.54.
- 66) *Ibid.*, para.17.
- 67) *Ibid.*, para.27.
- 68) *Ibid.*, para.28.
- 69) *Ibid.*, para.36.
- 70) *Ibid.*, para.38.
- 71) *Ibid.*, para.41.
- 72) *Ibid.*, para.47.
- 73) *Ibid.*, para.48.
- 74) *Ibid.*, para.58.
- 75) *Ibid.*
- 76) CM (7170), Governance of Britain (July 2007), para.160-161.
- 77) *Ibid.*, para.163.
- 78) HC (136), *supra* note 36.
- 79) *Ibid.*, para.35.
- 80) *Ibid.*, para.35-41. 第 2 から 5 の点の具体的な内容は以下のとおりである。第 2 の点については、インターネットを介したコミュニケーションは、ますます多くの人々が、より幅広い目的のために利用するようになるであろうとする。第 3 の点については、若い人たちを引き込むためにより大きな努力をすること、および情報やコミュニケーション技術のより良い利用を促進するという以前に公表した目標 (HC (368), *supra* note 38, para.13.) に貢献する潜在的な可能性を持つとする。第 4 の点については、ウェブベースの電子請願システムは、それ自体が従来からの請願よりも透明性、およびアクセス性を高めるだけでなく、庶民院とその議員の仕事の透明性とアクセス性をより高めることにも貢献するものであるとする。第 5 の点については、電子請願システムは、透明性を提供するだけでなく、相互作用の機会を作り出すことができるとする。
- 81) HC (136), *supra* note 36, para.42. なお、反対する視点からの議論としては、提出される請願の量、不真面目で、いたずら目的の請願の存在、請願結果に対する過度な期待、議員の賛同者が必要とした場合の議会議員の仕事量への負荷、コストの問題、システムの障害や情報セキュリティの障害の問題などが挙げられている。これらの詳細については、*Ibid.*, para.16-32 を参照。

- 82) *Ibid.*, para.44-49.
- 83) *Ibid.*, para.50-52.
- 84) *Ibid.*, para.53-54.
- 85) *Ibid.*, para.56.
- 86) *Ibid.*, para.57
- 87) *Ibid.*, para.58.
- 88) *Ibid.*, para.102.
- 89) HC (1117), *Rebuilding the House: First Report of Session 2008-09* (November 2009), para.254. なお、この報告書は請願に特化したものではなく、議会改革全般を取り上げる中で、請願についても検討がなされているものである。
- 90) HM Government, *The Coalition: our programme for government* (2010), p.27.
- 91) HC (235), *E-petitions: a collaborative system: third Report of Session 2014-15* (December 2014), para.4.
- 92) *Ibid.* その詳細については、Leader of the House of Commons News Release, *Public petitions website could lead way to Commons debates*, LHoc/11/02, 29 July 2011 を参照。
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/62462/News-Release-29-July-2011-Public-Petitions-website-could-lead-way-to-Commons-Debates.pdf)
- 93) HC (1706), *Debates on Government e-Petitions: Seventh Report of Session 2010-12* (January 2012).
- 94) *Ibid.*, para.2.
- 95) *Ibid.*
- 96) *Ibid.*, para.3.
- 97) *Ibid.*, para.21.
- 98) 当該事項について規定する、2012年当時の議事規則の規定（(10 (1)(a)）については、ウエストミンスター議会ウェブサイト (<https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmstords/614/body.htm#10>) を参照。
なお、現在の議事規則の規定内容は、2012年当時と比較して若干の文言の修正はあるものの、内容的には概ね同じものとなっている。
(https://publications.parliament.uk/pa/cm201919/cmstords/341/so_341_051119_web.pdf)

- 99) HC Deb 13 September 2012, 16WS.
(https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm120913/wmstext/120913m0001.htm#column_16WS)
- 100) *Ibid.*
- 101) HC (82), Revisiting Rebuilding the House: the impact of the Wright reforms: Third Report of Session 2013-14 Vol.1 (July 2013).
- 102) *Ibid.*, para.132.
- 103) *Ibid.*, para.133.
- 104) *Ibid.*, para.134.
- 105) HC (910), Revisiting Rebuilding the House: the impact of the Wright reforms: Government Response to the Committee's Third Report of Session 2013-14 (December 2013), para.79.
- 106) *Ibid.*, para.80. なお、この点に関して、政府のサイトは、政府デジタルサービス (Government Digital Service) によって比較的 low コストで開発・維持されており、幅広い専門技術へのアクセスを可能にしながら、財源の必要性を最小限に抑える効果的な方法を提供しているとする。このように、明確に示されているわけではないが、コスト面からも共同のシステムが望ましいとしていることが読み取れる。
- 107) *Ibid.*, para.81.
- 108) Richard Kelly and Sarah Priddy, e-Petitions (House of Commons Briefing Paper No.06450, October 2015), p.33.
- 109) HC (235), *supra* note 91.
- 110) *Ibid.*, para.16.
- 111) *Ibid.*, para.24.
- 112) *Ibid.*, para.47-48. なお、この数字は、既存のシステムを通じて提出された電子請願のうち、おおむね 5 つに 1 つは 3 人未満、また 42% が 6 人未満の署名しか集めておらず、電子請願は、特定の個人的な意見というよりも、共通する意見を表明することを目的にするものであるということから、この要件が設定されている。
- 113) 具体的には、政府、または庶民院に特定の行動を求めるものであること、既に公開されている請願と重複しないことがあり (*Ibid.*, Annex 「Text of e-petition system terms and conditions」)、それ以外にも、請願の提出者、署名者がイギリス国民であること、あるいはイギリスに住所を有すること、請願のタイトルの記入、請願提出者の名前、住所や電子メールアドレスの提

示、請願の対象と政府や庶民院にどのような行動をとってほしいかを明確に記述することなどが求められる (*Ibid.*, Annex 「Submission conditions」)。

- 114) *Ibid.*, para.52.
- 115) 運用開始後の手続、提出後の処理について、上記のようにまとめて説明しているウェブサイトや関連資料は見当たらないが、必要となる署名数の要件や提出後の流れについては、ウエストミンスター議会ウェブサイト (<https://old.parliament.uk/get-involved/sign-a-petition/e-petitions/>) を参照。
- 116) 同委員会は、請願者、政府、その他の関係者や組織に書面、および対面で詳細な情報を求めること、政府や他の公的機関に書面により、請願に関する行動を求めること、議会の別の委員会に請願で提起された案件を調べるように求めること、庶民院での討論のために請願を提案することができるとされる。ウエストミンスター議会ウェブサイト請願委員会のページ (<https://committees.parliament.uk/committee/326/petitions-committee/role/>)。
- 117) わが国の国会請願についての問題点は、今井良幸「国会請願の現状と課題」小山剛ほか編『立憲国家の制度と展開：網中政機先生喜寿記念』(尚学社、2021年)を参照。